

第九回 参議院水産委員会會議録第五号

昭和二十五年十二月五日(火曜日)午後一時四十八分開会

本日の會議に付した事件

○漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律案(衆議院提出)

○水産物増産対策に関する調査の件(水産金融に関する件)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律案を議題に供します。提案理由の説明は前回の委員会におきまして富永義典院水産常任委員長から説明がございました。それに対して各委員から質疑がありました。それに対しては、ほかに別に質疑はございませんか。……それでは質疑はないと認めまして、これから討論に移ります。が、これには別に御異議ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) 討論の御発言がなければこれから本法案の採決いたします。本法案に賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(木下辰雄君) 全員挙手と認めます。よつてこの法案は衆議院の送付通り可決確定すべきものと決定いたしました。

尚本會議における委員長の口頭報告

第十部 水産委員会會議録第五号

昭和二十五年十二月五日

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

の内容は、本院規則第四百条によりまして、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、その他を報告することに御異議ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名願います。

多数意見者署名

秋山俊一郎 入交 太蔵

大野木秀次郎 千田 正

○委員長(木下辰雄君) それでは次の議題に移ります。水産金融に関する件を議題に供します。この前委員会におきまして、大休水産金融については各委員の御意見の発表がありました。が、その結果漁業手形の裏付に関する法律案を作るといふことに意見が一致いたしました。それに対して今日までの状況を水産庁当局から御発表願います。

○説明員(奥田孝君) この前、漁業手形の積立保証についての水産庁としての考え方を御説明申し上げましたわけでありまして、それを実施いたしましたために、現行の漁業手形制度は要綱でやつておるのでありますが、あの要綱で

やつております漁業手形制度を法制化する必要がございます。その外に政府資金をこの漁業手形の積立強化に使うという点につきましても、特別の立法措置が必要と考えられますので、水産庁といたしましては、そういう線に沿ひまして法制化の研究を進めていくわけでございますが、只今のところまだ成案を得ておりませんが、今も暫らく御猶予を頂きたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 私からちよつと水産当局に御質問いたしますが、大蔵省の舟山銀行局長は、今回の農林漁業金融公庫に設定されます特別会計の二十億円と、見返資金四十億円のほうに是非この手形の裏付である共済制度の資金を獲得されるように、法の改正をしたらどうかというふうな意見が再三ありました。私この前農林省の平川官房長に会いましたところ、十分骨折つて見るが農林水産漁業公庫の代りにやるのであつて大休人がきまつておるが、なか／＼困難だといふふうなお話がありました。その後の水産庁との折衝の経過を承わりたいと思ひます。

○説明員(奥田孝君) 只今委員長が仰せられましたように、農林漁業金融公庫法案が、農林漁業の特別会計案に代りまして目下大蔵省と農林省の官房で、その特別会計の運用方法につきまして立法化の手続を進めておるわけでありまして、水産庁といたしましては、この特別会計からさつき申上げました漁手の積立保証制度に要する資金を出

してもらいたいということを要望いたしました。大蔵省の銀行局並びに農林省の官房のほうにその旨を伝えまして、只今申上げました特別会計法の案文を作る際に、そういう趣意が開かれますように只今交渉いたしております。それにつきましては銀行局並びに官房のほうでもできるだけそういう線に沿つて案文を考える。こういうことであります。御中へでございます。

○委員長(木下辰雄君) お見込はどうですか。

○説明員(奥田孝君) はつきりした形では或いは出ないかと思ひますが、そういう趣が残るというふうな弾力性のある案文を考えているようであります。

○千田正君 この漁業に対するところの金融公庫を創設したいというの、長い間の漁業界の要望であり、且つ又我々は長い間かかつて、殊に最近水産庁から水産省に、独立の行政官庁としての水産省を設立したいという念願である我々としては、その行政官庁ができる前に、我々として、これは漁業界の、新たに独立したところの金融機関を持つべきであるというのが私の長年の主張なのであります。でき得れば今までのように農林省の尻馬に乗つて、或いは農林中央金庫の一部局にしか過ぎないところの漁業の金融であつては、いつまでたつても漁業の振興は図れない。こういう観点からいたしまして、私は一日も早く漁業を

主体とするところの金融の面の独立を要望してやまないものであります。でありますから、水産庁当局としては、あなたがたの行政機構の改革と同時に、水産省の独立を要望する我々の熱意を十分に御了察願つて、一日も速かにこの問題を解決するように御努力願いたいということを強く要望いたします。

○委員長(木下辰雄君) 私この間二回ほど司令部の水産部に呼ばれて、ヘリントン部長から水産金融問題についていろいろお話がありました。その要旨は、曾つて三月ほど司令部の要請において日本に参られたゴールドン氏が、詳細に協同組合の金融情勢その他のことについて調査をされました。その調査報告書が勧告の形で司令部に参つた。それで司令部から水産部のほうにそれが廻つて来た。それによると現在の沿岸漁業は非常に金融が行詰つておる。これを打開せん限り沿岸漁業は進歩しないのみならず、やがては破局に瀕するだろう。それで速かに金融の措置をするように、その方法としては新たな水産金庫を作つて、水産の特殊性を十分加味した運用をやるというのが一番いいわけだ。若しそれができないならば、農林中央金庫に水産融資部を独立せしめて、政府はそれに二十億の出資をして、そしてそれに債券を発行せしめて中長期の資金を沿岸漁業に供給するのが最も適當であるという結論になつておるようであります。それでそのことについていろいろ

私の意見を聞かれましたので、私としても現在水産金融が非常に枯渇している行政的裏付けの法律も今起案中である。それは第十国会には是非法律として出したと思う。それから金融機関も丁度漁業権証券が来年中には発行になりまして、それを現金化するということが可能である。約百三十億円が沿岸漁業の方面に漁業権証券で行きますので、これを資金化したら百億以上になり、これを根拠として金融機関の構想をすることも決して不可能ではない。十分一つ具体案を作ってお目にかけるというのを私は申上げておいたのであります。それでどうか委員各位においてもそういう意味において是非至急に御研究願いたいと思います。それから本日農林大臣が見えるそうでありまして、この金融問題について十分一御意見の御陳列を願いたいと思ひます。

午後二時二十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 千田 正君
委員 秋山俊一郎君
入交 太蔵君
大野木秀次郎君

政府委員 水産庁長官 家坂 孝平君

説明員 水産庁漁政 奥田 孝君
部経済課長

十二月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、間人漁港修築工事施行に関する請願（第二七号）
一、由良漁港船だまり施設工事施行に関する請願（第二八号）
一、中浜漁港拡張工事施行に関する請願（第二九号）
一、大槌漁港修築工事促進に関する請願（第五九号）
一、東北海区機船底曳網漁業者の北海道海区操業に関する請願（第八九号）
一、徳島県北灘村漁港の諸施設等のジェーン台風災害復旧に関する請願（第二四六号）
一、平漁港改修工事施行に関する請願（第二五二号）
一、連合海区漁業調整委員会の常置等に関する請願（第二五五号）
一、恵曇漁港修築工事施行に関する請願（第二六〇号）
一、内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願（第二六二号）
一、海区漁業調整委員会の漁業改革

それからちよつと報告いたしますが、本委員会の決定によつて目下司令部にOKを願つております水産業協同組合法の一部を改正する法律案、即ち漁業協同組合系統の機関が共済事業を営むことができるというふうに改正する案であります。その説明に午前中参りましたが、大体水産部においては承認を得まして、ESS、GSの承認さえ得れば本国会に間に合はしないか。今明日中に多分承認されるだろうと思ひますから、承認されたら本委員会全員の提出議案としてこの国会に出したいと思つております。ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時五十分速記中止
午後二時三十分速記開始

○委員長（木下辰雄君）速記を始め

て。本日の委員会はこれにて散会いた

委託費増額に関する請願（第二六三号）
一、順津漁港改修工事施行に関する請願（第二八〇号）
一、漁船保険事業の拡充強化に関する請願（第二八四号）
一、島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設費国庫補助に関する請願（第二九〇号）
一、吉田漁港災害復旧に関する請願（第二九一号）
一、漁業制度改革実施費増額に関する請願（第三一四号）
一、境港の港湾施設工事施行に関する陳情（第一一〇号）

第二七号 昭和二十五年十一月二十一日受理
間人漁港修築工事施行に関する請願
請願者 京都府竹野郡間人漁業協同組合長 池田米蔵 外一名
紹介議員 青山 正一君
京都府間人漁港は、丹後沿岸における有数の漁港であるが、港内に五本棒礁と呼ばれる大暗礁があるため、船舶の出入に危険多く、その上港内は全体に浅く干潮時には漁船の航行すら困難な状態である。加えて西北風の波浪を防ぐために築造された西防波堤の長さが不足のため効果が充分でなく、暴風時にはしばしば漁船の難破を見る状況であるから、すみやかに間人漁港の修築工事を行はせたいとの請願。

第二八号 昭和二十五年十一月二十一日受理
由良漁港船だまり施設工事施行に関する請願
請願者 京都府加佐郡由良村漁業協同組合長 松本三
紹介議員 青山 正一君
京都府由良村所在の由良川河口は、従来から指定港内に編入されているが、河口一帯が遠浅のため常に波浪高く、またひびんたる出水の都度浅瀬の位置が移動するため船舶の出入が極めて困難な現状であるから、漁船の安全と、随時自由なる出漁により漁獲高の飛躍的發展を計るために本漁港に船だまりを設けられたいとの請願。

第二九号 昭和二十五年十一月二十一日受理
中浜漁港拡張工事施行に関する請願
請願者 京都府竹野郡下宇川村小野嘉一郎外二名
紹介議員 青山 正一君
中浜港は、日本有数の漁港として知られている経ヶ岬附近の天然の良港であるが、最近同地方の漁業が拡張発展したため、各種漁船の出入が急激に増加し、現在の港湾施設では到底同港の機能を完全に果たすことができないから、同港の使命と当地漁業の振興を考慮して、すみやかに中浜漁港の拡張工事を行はせられたいとの請願。

第五九号 昭和二十五年十一月二十二日受理
大槌漁港修築工事促進に関する請願
請願者 岩手県上閉伊郡大槌町大槌漁船主連盟内 倉沢繁雄外二百三十二名
紹介議員 千田 正君
大槌漁港は、昭和二十二年より岩手県代表漁港として修築工事に着手して着々進行しつつあるが、第一次計画の赤浜地先より蓬萊島間の岩礁を縫う防波堤工事も未だ完成せずまた逐年漁船増加の一途を辿り、船舶の困難をきたしている現状であるから、岩手県漁港発展のためすみやかに防波堤の張切り、ならびに繋船護岸工事に着手せられたいとの請願。

明を与えるため、(一)長期融資の実現、(二)統制漁具資材の割当増加、(三)漁港施設の復旧強化等必要な処置を講ぜられたいとの請願。

第二二二号 昭和二十五年十一月二十五日受理
平漁港改修工事施行に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡平町長 小辻金治外二名

紹介議員 秋山俊一郎君

平漁港は五島列島の最北端に位置する宇久島の東部に位し各種漁業の根拠地に最適し、且つ長崎方面から五島列島を経て平戸島及び北九州ならびに四国中国地方を結んで航行する各種船舶および東支那海等に出漁する漁船等の避難寄港が多いにもかかわらず港内施設が不完備のため一朝時化の兆候の際はこの漁船はもろもろの船舶の避難が不可能な事情であるから、防波堤を築造してこの不便を一掃するよう改修工事を行せられたいとの請願。

第二二五号 昭和二十五年十一月二十五日受理
連台海区漁業調整委員会の常置等に關する請願

請願者 京都府庁経済部水産課 内京都府連台海区漁業調整委員会内 倉繁次郎

紹介議員 大野木秀次郎君 青山正一君

連台海区漁業調整委員会の業務は複雑多岐にわたり、所管事項の完全なる運営のためには、常置機関とする必要がある。一方漁業法第百十八条によれば、漁業調整委員会に關する費用は国庫の負担とする旨が明記されているの

であるから、連台海区調整委員会の任務の重要性を考慮せられ、本機関の常置と必要経費の増額を実現せられたいとの請願。

第二二六号 昭和二十五年十一月二十五日受理
惠曇漁港改修工事施行に関する請願
請願者 島根県八東郡惠曇町長 川谷熊市外二名

紹介議員 青山正一君 櫻内義雄君

惠曇港は、島根半島の中央部に位置する島根県指の良港で、水産物の陸揚港および避難港として重要な役割を果たしている。しかるに港口が西向のため、波浪の進入が激しく、かつ最近の大型船舶の増加によつて、今までの漁港施設がせまくなり、他方土砂の流入堆積によつて港内の航行に支障が生じているから、当港の機能を完全に発揮するため、惠曇港の修築工事を国費を以て施行せられたいとの請願。

第二二七号 昭和二十五年十一月二十五日受理
内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願

請願者 京都府庁内経済部水産課 課京都府内水面漁場管理委員会内 佐野健太郎

紹介議員 大野木秀次郎君 青山正一君

内水面漁場管理委員会は、内水面漁業の実体と関係漁民の自由意志に基く、世論を把握し、さらに積極的な増殖計画を加味した合理的な漁場計画の樹立を重要な任務としているが、今回政府より漁業改革委託費として内水面漁場

管理委員会に内示された額は僅かに十九万六千円で書記一名の配置もなく実状に即した漁業改革の断行は到底至難であるから、内水面漁場管理委員会の漁場改革委託費を増額せられたいとの請願。

第二二八号 昭和二十五年十一月二十五日受理
海区漁業調整委員会の漁業改革委託費増額に関する請願

請願者 京都府舞鶴市北田辺舞鶴海区漁業調整委員会 会長 千歳長吉外二名

紹介議員 大野木秀次郎君 青山正一君

海区漁業調整委員会は、漁業の実態と、漁民の自由意志に基く世論を把握し、さらに学理と技術的の根拠に立脚して有効適切な漁場計画の樹立を重要な任務としているが、今回政府より内示された漁業改革委託費は僅かに三百三十三万六千円で所要経費の半額に過ぎないため所期の改革を実行することは到底至難であるから、海区漁業調整委員会の漁業改革委託費を増額せられたいとの請願。

第二二九号 昭和二十五年十一月二十五日受理
須津漁港改修工事施行に関する請願

請願者 島根県那賀郡岡見村長 藤村八右衛門外一名

紹介議員 櫻内義雄君

島根県那賀郡岡見村須津港は、従来浜田市長浜港以西山口県江崎港に至る間の唯一の避難港を兼ねた優秀な船だまりであつたが、昭和十八、九年の大風水害により港内は大部分浅くなり、加うるに終戦後中型発動船は急激に増加し、地元漁船のけい留すら至

難の状態であるから、すみやかに港内拡張改修工事を行せられたいとの請願。

第二三〇号 昭和二十五年十一月二十五日受理
漁船保険事業の拡充強化に関する請願

請願者 福岡県庁水産課内福岡県漁船保険組合長 前野伝外六名

紹介議員 青山正一君

漁船保険事業は、船舶、機関等の賠償により漁業者が昨今の不漁で保険料の負担に困つて容易に保険加入ができなから、漁船保険事業の円滑な運営と発展を期するため、(一)漁業災害補償制度の確立、(二)異常災害に対する国家補償、(三)戦争に基因する赤字補てん、(四)特別会計の手持資金を農林中央金庫に預入する途を開くと同時に同金庫より漁船保険組合に融資の途を開く等の対策を講ぜられたいとの請願。

第二三二号 昭和二十五年十一月二十五日受理
島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設費国庫補助に関する請願

請願者 島根県瀬戸内郡五十猛村二〇七四五十猛村漁業協同組合長 林謙輔

紹介議員 櫻内義雄君

島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設の整備については、資金難により再三工事を中止しながら、本村漁港の重要と製氷設備の必要性および漁民の熱意と努力により工事を続けてきたのであるが、本年に入り税と資金難のため互解の寸前であるから、漁民の熱意と努力とを考慮され本施設費を国庫補助

せられたいとの請願。

第二三三号 昭和二十五年十一月二十五日受理
吉田漁港災害復旧に関する請願

請願者 静岡県榛原郡吉田町長 武田千春

紹介議員 青山正一君

静岡県榛原郡吉田漁港は、同地方における漁業根拠地として、利用船舶が年々増加しているが、本年六月の大水害によつて従来の形態を全然留めない程の被害を受け、このまま放置すれば同地方一帯の漁業生産および漁家経済に重大な影響を受ける状態になつてゐるから、国費をもつて吉田港の災害復旧工事をすみやかに施行せられたいとの請願。

第二三四号 昭和二十五年十一月二十五日受理
漁業制度改革実施費増額に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一岩手県海区漁業調整委員会 会内 鈴木保恵外三名

紹介議員 大矢半次郎君

漁業制度改革の漁場と漁部落の関係、これと岩手県のようなリアス式海岸線における共同漁業権の地区決定等は、漁業制度改革上極めて重要な問題であり、これが完遂のためには相当な費用を必要とする。しかるにこれに予定されている費用が僅少のため、漁場および漁部落の実地調査等を完全に行うことができないから、漁業制度改革実施費を大幅に増額せられたいとの請願。

第二三五号 昭和二十五年十一月二十一日受理
境港の港内施設工事施行に関する陳情

陳情者 鳥取県西伯郡境町長 足

立民一郎外二千九百七十
八名

境港は、舞鶴、門司兩港の中間にある日本海沿岸の良港であるが、港灣施設が不備のため、貿易港、漁港としての価値を減しており、漁港施設の完備は境町振興の一大生命線であり、陸揚木棧橋は老朽して使用に堪えないから、貿易港灣施設と併行至急に改築工事を施行せられたいとの陳情。

昭和二十五年十二月二十二日印刷

昭和二十五年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所